

麻生会長) 地方六団体は今日、色々な点につき協議をし、幾つかの方針を決定したので発表したい。

第一は中央教育審議会の委員の選任についてだが、まさに苦渋の選択をした。お手許の資料で我々の考え方や懸念している点について説明しているが、第一点はそもそも義務教育というのは自治事務であり、その大部分はまさに我々地方公共団体が担っているということ、また、教育の状況はそれぞれ地域によって異なっているということから、実施主体となっている地方六団体の意見を十分反映した審議をすべきではないかということから、繰り返し、政府また文部科学大臣に対し、地方の代表として、中央教育審議会の委員に3名を入れて欲しい旨主張してきた。

しかし、大変遺憾なことであるが、我々の推薦委員抜きで審議が行われている状況である。特に遺憾であるということをはっきり申し上げておきたい。

また、義務教育については特別部会をつくってやっていくということだが、同様に一方的に委員の選任を行っており、我々の代表が空席のまま審議が行われている。しかも、新たに委員を選任してやっていくと言いながら、審議会会长は国が経費を負担することが均等な教育のために必要なのだということを理を尽くして説得すると発言されている。どうも説得の相手方は我々らしい。あるいは、両論併記はやめたいといったような言葉から判断すると、結論が先にあるのではないかということを我々は深く懸念している。まさに地方軽視ではないかと考えている。

一方、費用負担については、地方案を活かす方策を検討するということが政府与党との合意事項であって、この線に従って中央教育審議会の議論がなされなくてならない。この観点を視野に入れて、公正、公平な

議論をしていただきたい。

こういった状況で、我々にも色々な意見がある。このような審議会に入っていっても議論がかみ合わず、意味があるのかといった根本的な議論もあったが、やはり我々は議論の場に参加しなくてはならない、我々の主張をしていくべきだといったような苦渋の選択であった。

中央教育審議会の特別部会については、知事会、市長会、町村会の代表3名をまず推薦して送り込むということだ。審議会本体の正員については、3人とか2人とかで対立しているが、我々は依然として3名ということを主張していく。

我々は教育問題を非常に大事に思っているし、また、三位一体の改革もなんとかやり遂げなくてはいけないといった情熱を持って進めているわけで、是非我々の真摯な態度を、特に文部科学省あるいは中央教育審議会の会長さんにしっかりと受け止めていただきたいと強く思っている。

第二には、中央教育審議会の委員についての我々としての方針を決めるにあたり、細田官房長官に、本日、申し入れをした。これの中心は、国と地方の協議の場の運営についてだが、前段では今話した中央教育審議会の委員の選任について縷々述べたわけだが、ポイントは、どこまでも地方案を活かしながらやっていくということと、協議の場を中心にやっていっていただきたいということだ。具体的には、我々の改革案を真摯に受け止めるということで、総理大臣が繰り返し話されていることである。このような方針の下で我々も協議を重ねてきたわけで、今後ともこのような国と地方との関係、経過といったものを尊重し、地方六団体の改革案を活かしながら改革を図っていただきたい。

もう一つは、中央教育審議会の運営はあくまでも、公平、公正に行われなくてはいけない。そして最終的には、結論はあくまでも国と地方の

協議の場で出されなくてはならないということだ。

このような申し入れに対し、官房長官は「承知致しました。文部科学大臣にもこの旨伝えます。」との回答であった。

第三は、今後の地方六団体の活動方針を整理し、確認し、さらに強く我々の運動を進めていこうということである。我々六団体の目標は、分権改革を推進する六団体ということだが、より大きな言い方をすると、「分権改革日本」そしてこの改革を進めるため「結束する六団体」ということで、将来の日本を担う機運を持って取り組んでいこうということである。特に、三位一体改革は我々の自主性、自律性を高め、分権社会を創っていくには不可欠であるので、この実現に全力をあげる。

具体的な活動目標としては、三位一体改革の第一期改革の成果を挙げていくこと、そして、その場合、あくまでも分権改革であって、国の財政再建改革のために地方に負担転嫁することは断固受け入れられないこと、そういった中で第二期改革への展望を開いていくといった事柄を活動の目標とした。

具体的な活動方針としては、6月の骨太の方針、これが今年のヤマであること、そして11月には積み残し案件の決着といった大きな二つの山場が想定されるので、強力な運動を展開していきたい。そして、今は「国と地方との協議の場」と「総務大臣と地方との協議の場」の二つの協議の場があるが、制度化を図り、実のある協議の場を目指していきたい。

社会保障制度については色々言われているが、大きな改正をするには十分我々にも検討する時間的余裕を与え、我々の意見を尊重し議論していただきたい。

国の関与の是正についても進めていくつもりだ。同時に我々自身の自

己改革も進め、自治能力、自律能力を高めていくことをやらなくてはならず、お互い切磋琢磨し、工夫していき、交流しあうことで、さらにより良いものを創りあげていくといったことをしたい。同時に大事な課題である我々の行財政改革も不断の努力として徹底していきたい。

六団体の連携強化、結束こそ改革の大きな原動力であるので、一層強化していきたい。また、義務教育、国保、生活保護等の各論の議論が出ているが、六団体内部での協議の場を作っていきたい。

さらに、我々の分権運動は国を変える大きな運動であり、国民の理解と支持が不可欠なため、国民運動へと高めていくことを目指していきた。地方分権推進連盟の活動を強化し、政治勢力を結集し、また、21世紀臨調といった地方分権勢力との連携を強化していくことも必要である。

(質疑・応答)

○A社

先程、特別部会に参加するのは苦渋の選択だと言ったが、苦渋の選択を提案したのはどなたで、どういう議論があったのか。

○麻生会長

まず、議論から言うと、会長の発言とか委員の構成を見ると、行き着く先は一定方向になっているのではないか。そういう中で我々があえて入っていっても、議論が変わらずにその結論の分担だけを求められるということになるんじゃないかという意見が非常に強くあった。しかし一方で、そうではなく、議論がある以上は我々もその中で、四面楚歌の状態になったとしてもしっかりと主張しなければならない。その主張をやっ

ておくということこそが、秋の山場において一つの大きな我々の推進力になるのではないか。その間でいろんな意見が揺れた。最終的には議論に参加し、我々の主張をちゃんと展開しようと、この際はその選択をしていこうということであるわけである。その意味では苦渋の選択というか、非常に難しい選択をした。

○B社

資料の中で、最終的には国・地方の協議で結論を得るべきものであるという箇所があるが、政府与党合意の中で中教審で結論を得るということに昨年11月なっていたかと思うが、中教審での結論と、国と地方での結論というのはどういう関係なのか。

○麻生会長

中教審で結論を得るとはなっていないはず。

○B社

中教審で結論を得た上で年内に決めると。

○麻生会長

中教審で結論を得るという表現にはなっていない。

○事務総長

政府与党合意においては、色々な点を考慮して幅広く検討するということを前提として、こうした問題については平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る、中央教育審議会の結論が出るまでの平成17

年度予算については暫定措置をとるという書きぶりにはなっている。当然のことだが、政府において最終的な決定されるものという認識に立っている。

○B社

政府与党合意の見直しを求めるというような申し入れの内容として理解して良いか。

○麻生会長

これは、玉虫色の書き方をしている。地方案を活かすというのと、中央教育審議会の議論を活かすという二つ併記して書いているが、いずれにしても我々の理解は、地方と国の協議の場、その三位一体の案を我々が提出した、提出してくれと言われて我々は提出している。それを総理も繰り返し基本的に、活かしてやっていかなければならないと言っているわけだから、最終的な結論というのは我々と協議をしていく、その中で形成されていくべき筋のものと考えている。

○C社

今の話に関連して、議論に参加することは、秋の推進力になるというのは、中教審の答申を念頭におかれているのではなくて、中教審答申以降についてなのか。

また、片山鳥取県知事が特別部会に参加されているわけだが、今回参加することで、その片山知事は地方代表ではないわけだが、地方の中で足並みの乱れがあるということになるのではないか。

○麻生会長

第1点目については、結論が得た後のいろんな活動について、我々が参加するということについて力になるという非常に大きな要素になるとと思う。全く議論に参加しなければ、議論にさえ参加しなかったではないかと言われかねない。しかし、議論に参加することは、11月以降なり、結論が出た後にいろんな活動に大きな意味を持つと思う。しかし我々は同時に、議論そのものに参加して、少しでも我々の議論を中教審の中で通したい、理解を得たい、その努力もする。

2番目の片山知事が特別部会に出ているが、どういうことでやったのか分からぬが、文部科学省がいわゆる学識者として選んだ一人であると理解している。中で意見が違ったりすることもあると思うが、それは学識者としての意見である。我々の六団体の代表としては、今から選んで推薦する方、この方が集約して述べていく性格のものであると思う。

○C社

そうは言っても、片山知事は知事であるので、やはり一致していないように見えるのだが。どう対応されるのか。

○麻生会長

それはもう仕方がない。実態がそうだから。片一方は学識経験者でと、片一方は六団体の代表者で出ている。片一方は六団体とか、そういうことにこだわらずに一人の学識者として意見を述べていくんだという立場でしようから。

○D社

当初から不参加を決めていて、今回参加の方針を転換するに至った最大の要因は何だったのか。また、官房長官への申し入れをした際に、中教審の結論が最終的な政府の方針ではなくて、国と地方の協議の場で最終的な結論を得るんだというのがそれが参加への前提と六団体は考えているのか。

○麻生会長

第2点目はその通り。第1点目の質問の趣旨はよく分からぬが。

○D社

当初からその特別部会にも。

○麻生会長

それは先程から説明しているが、我々の内部にも、去年の暮れからずっとそうなんだが、いろんなきさつを考えたら入るべきじゃないという意見と、入るべきだという意見が錯綜していた。それをいろんな形で見つめてきて、本日の結論になったということ。その間の議論は色々あったが。

○山出会長

なおかつ、正委員は3人を出すということを引き続き求めていくということですから。

○麻生会長

その点はこれまで変わらないですから。

○ A 社

国と地方の協議の場で結論を得るべきものというこの担保はどこで最終的にとることができるのか。この担保がないと 3 人参加出来ないですよね。

○ 麻生会長

だからこそ今日、我々の考え方を官房長官に、我々はこういう考え方をしているんですよということを改めて申し上げた。

○ A 社

それは、文部科学省や中央教育審議会から、それで納得したという回答がないと、3 人出さないのか。

○ 麻生会長

そう簡単には、はい分かったということにはならないでしょう。これは現実の政治の問題であり、現実のいろんな力が作用する中での運動ですから、そう整然とした形にはならない。

○ E 社

推薦者について、今の段階で予定として考えている方は誰か。

○ 麻生会長

来週にでも正式に発表したい。

○ A 社

1 6 日の 2 回目の会合に出る予定か。

○ 麻生会長

その方向で努力する。ただ、我々は今議会の真っ最中である。だから  
時期的には非常に難しい時期ではあるけれどもそういう努力をしていき  
たい。

平成17年3月4日

内閣官房長官

細田博之様

地方六団体

全 国 知 事 会 会 長	麻 生 渡
全国都道府県議会議長会会长	上 田 信 雅
全 国 市 長 会 会 長	山 出 保
全国市議会議長会会长代行	垣 下 文 正
全 国 町 村 会 会 長	山 本 文 男
全国町村議会議長会会长	中 川 圭 一

「国と地方の協議の場」の協議運営について

今回の三位一体の改革にあたっては、我々地方六団体は、教育分野においても地方分権を推進するため、昨年8月24日に政府の要請に応じて提出した改革案に義務教育費国庫負担金の廃止、税源移譲を盛り込んだところであります。

11月26日の政府・与党合意によると、「義務教育の在り方について幅広く検討」、「費用負担についての地方案を活かす方策を検討」することとされ、こうした問題については、中央教育審議会において結論を得ることとされています。

地方自治体は、自治事務である義務教育行政の小・中学校の設置・運営を行う主体であり、その所要経費の7割以上を負担するとともに、幼稚園、高等学校、公立大学、私学助成、スポーツ振興、生涯学習、科学技術等のいずれの分野においても重要な役割を果たしているものであります。そのため、我々は教育行政に地方の声を反映させるために、中央教育審議会の委員に、地方自治体の責任者という立場にある地方六団体の推薦する者を選任するよう、政府及び文部科学大臣に対してこれまで再三にわたり申し入れを行ってまいりました。

しかしながら、文部科学省側はこの主張について耳を傾けることなく、地方六団体の推薦委員抜きで既に中央教育審議会の審議を始めています。このままでは、地方六団体が多くの困難を乗り越えて策定し、小泉

総理が真摯に受け止めるとされた改革案の意義などについて、我々の考え方を十分に説明し理解を得ることがかなわないこととなるのではないかと憂慮しているところであります。

本日、このような事態の打開策について地方六団体で協議した結果、「国と地方の協議の場」の協議運営に係る下記の事項について改めて確認の上、今後、義務教育問題等の審議に臨むべきであるとの結論に達しましたので申し入れます。

地方六団体としては、これを前提に、中央教育審議会義務教育特別部会の委員に、知事、市長及び町村長の代表者3人を推薦することとし、審議会の正委員については引き続き、知事、市長及び町村長の代表者3人を選任するよう求めていく考えであります。

## 記

- 1 政府の要請に応じ提出した地方六団体の改革案を真摯に受け止めるとの方針のもと、協議を重ねてきた「国と地方の協議の場」における協議経過及び結果を尊重し、地方六団体の改革案を活かした解決を図ること。
- 2 中央教育審議会の運営は、あくまでも公平・公正に行われるべきこと。
- 3 最終的には「国と地方の協議の場」において協議をし結論を得るべきものであること。

## 中央教育審議会委員の選任について

平成17年3月4日  
地方六団体

1. 地方自治体は、自治事務である義務教育行政の小・中学校の設置・運営を行う主体であり、その所要経費の7割以上を負担するとともに、幼稚園、高等学校、公立大学、私学助成、スポーツ振興、生涯学習、科学技術等のいずれの分野においても重要な役割を果たしている。

また、市と町村においては、そのおかれている地域的状況が大いに異なるとともに、児童・生徒数、教職員数、財政力等、教育に関する状況は異なるものである。

このため、我々地方六団体は、中央教育審議会の委員の選任に関し、我々の代表3名を選任するよう政府及び文部科学大臣に繰り返し申し入れてきた。

しかしながら、文部科学大臣は、こうした我々の主張に対して耳をかたむけることなく、地方六団体の推薦委員抜きで中央教育審議会の審議を開始しているところであり、極めて遺憾である。

2. また、義務教育に係る諸課題について審議することとされている同審議会義務教育特別部会についても、委員の選任を一方的に行い、地方団体の代表者が空席のまま審議を強行している。さらに、同審議会は新しいメンバーでこれから審議を行うにも関わらず、同審議会会长は、「国が経費を負担するのは、均等な教育が行われるために必要な措置だ」、「理を尽くして説得する」、

「両論併記はやめたい」といった発言を行い、あたかも義務教育費国庫負担金制度を堅持することを前提に議論するというような報道もなされている。こうしたこととは、教育行政についても重要な役割を果たしている地方を軽視するものであるばかりでなく、「費用負担についての地方案を活かす方策を検討する」という政府・与党合意にも反するものであり、国と地方の信頼関係を著しく損なうものといわざるを得ない。中央教育審議会及び義務教育特別部会の審議については公平・公正な運営が確保されなければならない。

3. 本日、このような事態の打開策について地方六団体で協議を行い、細田内閣官房長官に対し、別紙の内容で申し入れを行ったところであり、地方六団体としては、中央教育審議会義務教育特別部会の委員に知事、市長及び町村長の代表者3名を推薦することとした。

同審議会の正委員については、引き続き、知事、市長、町村長の代表者3人を選任するよう求めていくこととした。

政府及び文部科学省においては、我々の主張を真摯に受け止め、公平・公正、誠実に対応することを強く求める。

平成17年3月4日  
地 方 六 団 体

## 地方六団体の今後の活動について

### I 分権改革を推進する六団体

改革は時代の奔流であり、国民の総意である。その改革は、住民生活に密着した地方行政を担う我々に課された大きな使命であり、「**分権改革日本・結束六団体**」として、明日の日本を担う気概を持って取り組んでいく。

特に三位一体の改革は、地方の自主性・自律性を高め、分権型社会の創造に不可欠の改革であり、当面この実現に全力を挙げる。

### II 活動の目標

- 1 平成18年度までの三位一体の改革の第1期改革について、地方改革案に沿った方向で着実に成果を挙げる。
- 2 三位一体の改革は、あくまでも地方の自主性・自律性を高める改革であり、国の財政再建のための単なる地方への負担転嫁には、断固反対していく。
- 3 改革気運をさらに高揚し、第2期改革の展望を開く。

### III 活動の基本方針

#### 1 国への対応

- (1) 6月の「骨太の方針2005」、11月前後の残された課題についての決着という改革の二つの山場にあわせて、強力な活動を展開する。
- (2) 「国と地方の協議の場」「総務大臣・地方六団体会合」を定着させるとともに、その制度化を図り、実りある協議を実現する。
- (3) 中央教育審議会等における審議については、地方改革案を活かすこと、公正な運営が図られることを前提に対応する。

- (4) 社会保障制度等の大きな制度改革を行う場合には、地方に十分な時間的余裕を持って協議し、地方の意見を尊重するルールを確立する。
- (5) 国の関与・規制を是正する。

## 2 地方の自己改革

- (1) 分権型社会を担う地方の自主・自律性を高めるとともに、地方の自己改革を推進していく。
- (2) 互いに切磋琢磨し、創意工夫することにより、全国各地で新たな制度や政策を創造・実行する。
- (3) 不断の行財政改革を徹底する。

## 3 地方六団体の連携強化

- (1) 地方六団体の結束こそ、改革の大きな原動力であり、これまで以上に意志疎通を密にするとともに、調整機能を強化し、一致団結して果敢に行動する。
- (2) 義務教育、国民健康保険、生活保護等の各論の議論に対応するため、協議調整する場を設ける。

## 4 国民運動への発展

- (1) 地方分権改革は、豊かな国民生活の実現に不可欠であり、さらなる国民の理解と支持を得るために、分権改革のうねりを国民運動へと展開していく。
- (2) 地方分権推進連盟の活動をより強化し、地方分権推進の政治勢力の結集と広範な世論形成を図っていく。
- (3) 21世紀臨調など地方分権推進勢力との連携を強める。